

P D F 捺印ライブラリ パーソナル ソフトウェア使用許諾契約書

P D F 捺印ライブラリ パーソナル(以下「本ソフトウェア」といいます)をご選択いただきありがとうございます。本ソフトウェアをインストールする前に以下の契約(以下「本契約」といいます)をよくお読みください。本契約は定型約款に該当し、インストールの際に「同意する」を選択した場合下記契約につき承諾したことになります。

本ソフトウェア内のすべての知的財産権はシヤチハタ株式会社(以下「シヤチハタ」といいます)に帰属します。シヤチハタは本契約の各条に従って本ソフトウェアを使用することを許諾します。

第 1 条 本ソフトウェアの定義

本ソフトウェアは本契約書が添付されたファイル(ネットワークを介したダウンロード、CD-ROMなどの物理メディアまたはその他の頒布方法にて提供されたものを含む)の内容すべてを指します。

第 2 条 ライセンス

1. シヤチハタは、お客様に対し本ソフトウェアを使用する非独占的で譲渡不能な権利を許諾します。
2. お客様は、所有する全てのコンピュータ、ワークステーション、その他の電子機器に本ソフトウェアをインストールし、本契約の条件に従い使用することができます。
3. 本契約の許諾は本ソフトウェアに限定されます。従って、他のエディションを含むいかなるバージョンについて再度許諾するものではありません。

第 3 条 本契約の有効期間

1. 第 2 条に定める本契約の有効期間は本ソフトウェアをインストールした日から発効します。
2. お客様が本契約のいずれかの規定もしくは条件に違反した場合、本契約は無効となります。
3. お客様は、当社に終了通知をすることなく本ソフトウェアのすべての複製物を破棄することにより、いつでも任意に本契約を終了することができます。

第 4 条 知的財産権と著作権の保護

1. 本ソフトウェアおよびお客様が作成した本ソフトウェアの複製物についての著作権および知的財産権は、シヤチハタに帰属し日本の著作権法ならびに日本の批准する国際条約により保護されています。また本契約によりお客様はこれらの著作権および知的財産権について何ら権利を付与されるものではありません。

第 5 条 禁止事項

1. 次の各号について禁止します。
 - (a) 本ソフトウェアの貸与、レンタル、リース、再許諾、再販売
 - (b) タイムシェアリングシステム、第三者供与
 - (c) 本契約に許諾された権利の譲渡
 - (d) 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、デコンパイル、逆アセンブル
 - (e) 本ソフトウェアの全部または一部の修正・改造、二次的著作物の作成
 - (f) 付属文書の複製、譲渡、貸与

- (g) 本ソフトウェアの知的財産権表示や商標の削除
- (h) 当社の事前承諾なくして、本ソフトウェアの評価結果を公表、第三者に開示すること
- (i) 本ソフトウェアの日本国外への持ち出しやアップロードまたは電子メール媒体などによる配信

2. シヤチハタは書面による事前通知を行った上で本契約の遵守を確認する監査を定期・不定期に行う権利を留保します。

第 6 条 無保証

1. 本ソフトウェアについてシヤチハタはその使用または性能に関して何ら保証をいたしません。
2. 別途契約または証書などでシヤチハタがお客様と技術的な支援またはテクニカルサポートを締結している場合を除きシヤチハタは本ソフトウェアについて保証、修復またはテクニカルサポートをいたしません。

第 7 条 損害賠償

お客様が本ソフトウェアを使用することによって発生した損害は、シヤチハタが責任を負うものではなくいかなる場合においても契約責任・不法行為責任・その他の責任を負うものではありません。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失に基づき生じたものである場合は、この限りではありません。

第 8 条 ハイリスク活動

本ソフトウェアは、障害に対する耐性のあるものではなく、核施設、航空機の運航若しくは通信システム、航空管制、直接的生命維持装置、又は武装システムのオンライン制御等本製品の機能停止により死亡、傷害、又は身体への若しくは環境への深刻な損害が直接的に導かれ得る活動（ハイリスク活動）に使用又は再販されるものとして設計、製造又は企図されたものではありません。シヤチハタは、ハイリスク活動への適合性につき明示的又は黙示的な保証を明確に否定します。

第 9 条 本契約の変更

当社は、当社が運営するウェブサイトへ通知する方法によって、事前の通知をすることにより、本契約を変更できます。変更の内容は当社が定める発効日より効力を有します。ただし、発効日の定めがないときは、当社が運営するウェブサイトへ通知を行った日から1週間を経過した日より発効します。

第 10 条 その他

本契約は日本国の法律に準拠します。国際物品販売契約に関する国際条約は本ソフトウェアおよび本契約には適用されません。本契約はお客様およびシヤチハタとの完全なる契約であり本契約の主題に関して書面または口頭を問わず、これまでのあらゆる合意又は了解に優先するものです。本契約のいずれかの規定が無効となった場合であっても、お客様はこの無効が本契約の残部の有効性に何ら影響をあたえません。

2012 年 1 月 17 日制定

2020 年 3 月 31 日改定